

平成28年5月30日

お客さま各位

株式会社 千葉銀行

「ちばぎん結婚・子育て資金贈与専用口座」にかかるご案内

(1) 非課税措置の対象となる費目が追加されました

内閣府により、「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の対象となる費目が追加されました。これに伴い、以下の費目についても「ちばぎん結婚・子育て資金贈与専用口座」から非課税での払い出しが可能となりました。

①不妊治療に係る医薬品代（処方箋に基づき調剤されるものに限り）

※薬局に支払う不妊治療に係る医薬品代については、平成28年4月1日以降に支払われたもののみが対象です。

②妊娠に起因する疾患の治療に要する費用・医薬品代（処方箋に基づき調剤されるものに限り）

※平成28年4月1日以降に支払われたもののみが対象です。

③出産日以後1年を経過する日までに支払われた以下のもの

A. 母子保健法に基づく産婦健診費用

B. 出産に起因する疾患の治療に要する費用・医薬品代（処方箋に基づき調剤されるものに限り）

※A、Bのいずれも、平成28年4月1日以降に支払われたもののみが対象です。

非課税措置の対象となる費目などの詳細につきましては、内閣府ホームページの結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置に関する「Q&A」や「別表」等をご参照ください。

※内閣府ホームページ <http://www8.cao.go.jp/shoushi/budget/zouyozei.html>

(次頁にも「ご案内」がありますのでご覧ください)

(2) 「ちばぎん結婚・子育て資金贈与専用口座」の口座開設時におけるマイナンバーご提示のお願い

平成 28 年 1 月のマイナンバー[※]制度の開始に伴い、当行では、税分野での行政手続き（「ちばぎん結婚・子育て資金贈与専用口座」にかかる非課税申告書への記載等）のため、お客さまにマイナンバーのご提示をお願いしております。

つきましては、本口座を作成される際には、受贈者さま（お孫さま等）の以下の書類をお持ちいただくようお願いいたします。

ご提示いただく書類（以下の①または②のいずれか）	
①「個人番号カード」	
②「通知カード」または「個人番号が記載された住民票の写し等」 + 本人確認資料 [※] ※本人確認資料は、以下のアまたはイをご提示ください。	
ア. 右の顔写真付の証明書のうち、いずれか <u>1点</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・旅券（パスポート） ・在留カード ・特別永住者証明書 ・身体障害者手帳 等
イ. 右の顔写真なしの証明書のうち、いずれか <u>2点</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・保険証等 ・印鑑証明書 ・国民年金手帳 ・身体障害者手帳 ・住民票の写し ・国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書または納税証明書 ・母子健康手帳 ・児童扶養手当証書 等

※「マイナンバー」とは、住民票を有するすべての個人に対して、1人に1つ割り当てられる12桁の番号です。平成 28 年 1 月の制度開始以降、社会保障、税、災害対策の行政手続きにおいて利用されます。

以 上